

公法判例研究(二)

九州公法判例研究会

日野田, 浩行

<https://doi.org/10.15017/1891>

出版情報 : 法政研究. 55 (1), pp.299-306, 1988-10-07. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

判例研究

公法判例研究(二)

九州公法判例研究会

法廷内メモ不許可国家賠償請求事件

控訴審判決

メモ採取不許可国家賠償請求事件、東京高裁昭六二(三)三九六号、昭62・12・25 民一七部判決、控訴棄却(上告)、判例時報一二六二号三〇頁、判例タイムズ六五三号二三三頁、一審東京地裁昭六〇(ワ)三〇八一号、昭62・2・12判決、判例時報一二二二号二八頁

〔事実〕

米国ワシントン州の弁護士資格を有する原告は、日本において経済法の研究に従事しており、その研究の一環として東京地方裁判所における所得税法違反被告事件の公判を傍聴していたが、各公判期日に先立ち傍聴席でのメモ採取の許可を申請したところ、いずれにおいても裁判長からこれを許さない旨の措置がなされた。

そこで原告は以下のような主張をなし、国家賠償法一条一項に基づき、自らの研究の阻害による精神的損害の賠償を求めた。(1)憲法二一条および国際人権規約B規約一九条は「知る権

利」の一部たる裁判を傍聴する権利及びそれに含まれる傍聴人のメモ権を保障しているが、右裁判長の措置はこれを、目的・要件を欠いたまま、しかも必要かつ合理的な範囲を越えて制限したものである。(2)メモ権を含む国民の裁判を傍聴する権利は、憲法八二条によっても保障されている。(3)右措置は、メモをその制限の対象から外している刑事訴訟規則二一五条に違反する。(4)司法記者にはメモを許しながら、原告にはこれを禁じた取扱いが合理的根拠を欠き、憲法一四条に違反するものである。

これを受けた東京地裁は、ほぼ被告国側の主張にそう形で、大要次のように判示して原告の申立てを棄却した。(1)法廷におけるメモ行為は裁判を認識する際の補充行為にすぎず、それ自体公正な裁判の運営に影響を及ぼすものであるから、憲法二一条および国際人権規約B規約一九条によって保障されているとはいえない。(2)裁判の公開により傍聴人が享受するのは、制度的保障の効果に基づく反射的利益にすぎず、憲法八二条を個々具体的な私権の発生原因とすることはできない。(3)刑事訴訟規則二一五条は、同条に掲げる写真撮影等の行為が法廷秩序維持の見地から特に裁判所の許可を必要とする旨を注意的に定めたものにすぎず、それ以外の行為の法廷警察権による制約を否定するものではない。法廷におけるメモ行為は、それ自体訴訟関係人に対し心理的動揺を与えるおそれを有しているものであることは否定できず、その結果、公正かつ円滑な審理を妨げる危

険をはらんでいるものであるから、その許否は裁判長の法廷警察権に服する。(4)報道の自由及び報道の公共性を優先させて、司法記者にはメモを許しながら原告に対してはこれを禁ずる取扱いをしたとしても、これは合理的な理由に基づくものである。

これに対し原告は、第一審における主張に加え、論告・弁論・判決期日を含む各期日においてメモを認めなかった本件措置は法廷警察権を与えた法の趣旨に基づいてなされたものとは認められず、処分の前提としての事実を欠き、平等原則に違背し、さらに社会通念上合理性を欠くものとして裁量の範囲を逸脱したものである、等の主張をなし、控訴に及んだ。

〔判旨〕

控訴棄却。

(1)憲法二一条一項は、情報を受領し収集する自由も基本的に保障しているといふべきであるが、「しかしながら右の自由も無制約なものではありえないのであって、法廷という場を通して提供される情報については、その特殊性から、右の自由に一定の制約が生じることもやむを得ないところである。」法廷は、なるほど国民に対して裁判に関する情報を与える場でもあるとはいへ、「本来的には、まず…双方当事人による真摯な弁論と証拠調べがなされ、裁判所の判断作用に資する情報収集が行なわれる舞台であり」、利害が先鋭に対立する双方当事人のもと

で訴訟を公正かつ円滑に運営するためには、適切な訴訟指揮を必要とするものであるから、「裁判所としては、法廷をできる限り当事者の弁論と証拠調べの施行に全神経を集中しうるような雰囲気維持しておくことが望ましい。」それ故、「訴訟運営の妨げとなる可能性のある行為や事項を…法廷警察権に基づき、予め一般的に禁止したうえ、訴訟の個別的な状況に応じて個々にその許否を決定するという法的取扱いには、十分な合理的根拠が存在するものといわなければならない。」

(2)①メモをとることが、憲法二一条によって保障された、情報を受領し収集する自由を保障する手段として必要とされる場合もありうべきではあるが、訴訟の公正かつ円滑な運営に少しでも影響を及ぼすかぎり、それが制限されることのあるのはやむを得ない。

②国際人権規約B規約一九条の規定も、憲法二一条で保障されている表現の自由以上の意味を持つものと解することはできない。

③憲法八二条にいう裁判の公開は、法廷において裁判を傍聴し得ることを意味する以上に出るものではなく、傍聴人が法廷においてメモをとる権利を有するかどうかは憲法八二条の関知するところではない。

④訴訟運営の妨げとなる可能性のある行為や事項は、法廷警察権により予め一般的に禁止することができる。刑事訴訟規則二一五条に掲げられた行為は、例示的に列挙されたものにならざる

ない。

⑤ 控訴人のメモは自己の研究のためになされるものであり、その研究成果の発表を待望している国民が司法記者の報道に関心を寄せる国民よりも少数にすぎないことは明らかであるから、「控訴人によるメモの採取は、前記記者のメモの採取に比較して、公共性が一段と低いものであるといわざるを得ない。」

(3) 「法廷は、まず何よりも裁判所の判断作用に必要な情報収集が行なわれる場であるから、その主宰者である裁判長の意向は、それに優越する法益に抵触する等特段の事情がない限り、最大限に尊重されるべきである。」「しかるところ…控訴人の本件許可申請を認めなかったことが違法と判断されるような特段の事情があると認めることはできない。」

〔研究〕

一 法廷内での傍聴人によるメモ行為を制止した裁判長の処分が争われた事例はすでに昭和四七年に見いだされるが(福岡地決昭47・10一〇号一七五七頁)、そこでは憲法八二条に関する議論がみられるのみで、憲法二二条およびそこから導かれる「知る権利」については何らふれられていない。このことから考えても、本判決が近年主張される「国民の知る権利」をめぐる議論の明確化のために一つの素材を提供するものであることは明らかであり、本判決の意義も、まずはここにあると思われる。しかしこの点については、すでに多くの論者が検討を試み(本件控訴審に限っても、すでに少なくとも四本の

判例評釈が公にされている。田中「刑事公判と一般傍聴人のメモ」『ジュリスト』九〇四号二三頁、松井「法廷メモ不許可事件控訴審判決について」『法律時報』六〇巻六号四一頁、伊志嶺「傍聴人のメモ制限と裁判の公開」『法学教室』九三号一〇二頁、大久保「傍聴人のメモ制限と裁判の公開」『昭和六十二年重要判例解説(ジュリスト臨時増刊号)』二五頁)。

説得力ある議論が展開されていることに鑑み、本研究ではそれらの議論をふまえたうえで、次の三点を指摘するにとどめておく。すなわち、①裁判の公開が被告人の権利であるだけでなく、国民の権利でもあると説明され(平野「刑事訴訟法」昭三三、一六五頁、庭山「裁判の公開」『刑事訴訟法の争点』昭五四、一六八頁)、「したがって、被告人が公開の権利を放棄し、非公開を希望しても非公開とすることは許されない」(平野、前掲書一六五頁)とされる以上、違法な非公開決定に対し、訴訟関係者以外の手での法制度が守られなければならない場合もあるであろうし(参照、塚の公開と傍聴人の権利「法と民主主義」一六三頁、昭五六、四六頁)、そのために、裁判を傍聴する権利を、憲法二二条と八二条を「掛け合わせて」解釈することにより(参照、奥平「法廷に出席し傍聴しメモをとる権利」「自由と正義」三七巻二号、昭六二、九頁)潜在的に訴訟を通じて執行可能な権利としてとらえ(Richmond Newspapers, Inc. v. Commonwealth of Virginia, 448 U.S. 555 (1980) 及び Brennan 多数意見の言葉は示唆的である。「特定の手続または情報に公衆が参加してきたという重み」を持つ伝統的な伝統があるときには、「知る権利」の主張は強化される。)(Acas)、公正かつ円滑な裁判の運営に支障がないかぎり誰にでも認められるべきものとするのが妥当であろうこと、②以上のように「裁判を傍聴する権利」を解するなら、何らの正当な理由なく傍聴人に退廷を命ずる裁判長の措置が違法とされるのと同様(刑訴規則二〇二条に基づく裁判長の訴訟指揮上の処分としての退廷命令についての最高裁判(定)最決昭35・7・11)につき、そのような退廷命令が状況によっては憲法八二条違反となりうることを示唆するものと解する見解もある。寛、藤永「傍聴人を退廷させる」、いっこと裁判公開の原則」『実例法全集・刑事訴訟法(新版)』昭三八、一八六頁)。

いっただん傍聴を許され在廷しているものが、そのメモ行為につき正当な理由のない限り何ら規制をうけることのない自由は、むしろ

る伝統的な消極的自由権としてとらえられるべきものであり、これを必要とするものに対し裁判長が制限を加えることは、とりも直さず認識行為それ自体に介入するものといわざるをえないこと、及び③もつとも、憲法上保障された権利・自由とはいえず、同様に重要な対立利益によって制約される場合がないとはいえず（その審査基準の厳格さにつき、論者によつて差異が認められる。参照、浜田「傍聴人メモ制限と知る権利」『憲法判例百選Ⅰ（第二版）』昭六三、一二二頁、奥平、前掲論文一三頁、松井、前掲論文四四頁）、ここでは「公正かつ円滑な裁判の運営」との調整が問題とならざるをえないこと、である。

さらに本件で問題となっている憲法一四條論及び裁判長の裁量論についても、以下の論述との関連で簡単にふれるにとどめ、本研究においては重点を次の一点にしぼることとしたい。すなわち、「傍聴人のメモ規制」という一見些細な問題を通じて本判決において示された、「裁判の公開」との関連で語られる「公正な裁判」の観念につき、検討を加えることである。以下、まず「裁判の公開」という法制度がいかに把握されるべきか(二)、そして次に、それと「公正な裁判」のあり方がどのような関係にあるのか(三)、を考へて行くことにしたい。

二 (1)裁判の公開については、まずその憲法の全体構造内での位置を確認する必要がある。ここで指摘されるべきは、その二面的性格であろう。つまり一方でそれは被告の「公開裁判を受ける権利」を保障するものとして法治国家理念ないし適正手続担保の契機を有しているが、他方また、国民による「統治機構の一部たる裁判の監視」を保障するものとして民主政の担保と

しての契機をも有しているということである。しかしながら、ここで両者は無関係なものとしてではなく、互いに連関を持つたものとしてとらえられねばならないことは注意すべきである。すなわち、一方では国民による不断の監視が公正な裁判手続の遂行を生み、他方、公正な裁判を通じて個別的に被告の人權を守っていくことが国民全体の人権の保障へとつながり、かくして自由な市民による民主政の基礎がつけられる、という意味においてである。ところで、前者の連関を実現するものとしての公開は、それによって、公判廷において現われた様々のべきごと(証言、物証の提示)と、それを基礎にして下されるべき判決との、あるいは同一手続内での各場面ごとの整合性が確かめられるのでなければ意味がない。そしてそうであるならば、傍聴人はメモをとることなしにいったいどうしてその整合性を確認できるのであろうか。ここで、彼らがそれぞれのよ

うな関心に基つきメモをとろうと、そのことはこうした意味での裁判公開にとって重要なことではない。なぜなら問題は、様々な関心を抱いた傍聴人が公判のゆくえを監視することにより、裁判官の心証形成の合理性が担保されることだからである。傍聴人が、自らの研究のためにメモをとろうとする場合でも同様である。(このように考えると、報道機関のみにこれを許す取扱いを正当化することは当然できない。)

(2)さらに「公開性」自体が有する両義性にも注意を払う必要がある。ハーバースマスが指摘したとおり、そこにおいて操作的

公開性ないし具現的公開性と批判的公開性とは区別されなければならぬ(「ハーバーマス」公共性の構造転換「細谷」)。そして彼の分析に従えば、近代市民層が絶対君主に向けた主たる要求として掲げた議会の公開および裁判の公開といった国家行為公開の理念(Martens, *Öffentlich als*)は、明らかに後者を指向するものであった。このことはわが日本国憲法においてもかわるまい。

ところが本判決の裁判公開のとらえ方においては、これとは逆に、むしろ具現的公開性の側面が強調されているように思われる。統治過程の諸矛盾を国民の意識にのぼらせることなしに、国民の前でくり広げられる厳粛な「真理」顕現の過程としての裁判——これでは絶対君主制下での統治理念から一歩も出ていないに等しい。裁判の公開が具現的公開性ないし操作的公開性の性格を払拭し、近代自由主義的・合理主義的意味での批判的公開性をめざすものでなければならぬとしたら、当然、傍聴人は、公開が制度的に保障されていることの反射としてそこに(人形のように)ただ目と耳を開いて座っていればよいとされるのではなく、訴訟関係人及び裁判官の言動に批判的な目をむけながら、裁判のゆくえを監視できるのでなければならぬ。メモをとることなしにどうしてこのようなことが可能であろうか。むしろ裁判官は、傍聴人をすべて、自らに「厳粛な信託」をなし(憲法前文)これを彼が誠実に行使しているかどうか常に監視している全国民の代表者とみなさなければならぬのではないだろうか。

もちろん、ある傍聴人が、「全国民の代表者」というよりはむしろ信託された裁判官の職務たる公正な裁判の実現を妨げる者であるという場合もある。そのような場合に、個別具体的になんらかの措置をなすべきことに異論をさしはさむつもりはない。しかし、その理由として「公正かつ円滑な裁判の運営」ということが援用される場合、ここで「公正な裁判」という法理念がどのようなものであるか、それが「裁判の公開」とどのような関りを有するものであるか——こうしたことを解明することなしに、「裁判の公開」から当然導かれる傍聴人の諸行為を「公正な裁判の運営に悪影響を及ぼすから」という一言で規制することはできないはずである。以下この点について述べる。

三 すでに(1)で指摘したように「公正な裁判」の法理念と「裁判の公開」とは互いに無関係な、あるいはそれぞれか相反するものとしてのみあるのでは決してない。確かに、一方でそれらが互いに対立するものとしてとらえられる側面を有していることは否定できない(公論によるコントロールということも、裁判官に圧力を与えてはならず、民主的コントロールと司法の独立ないし公正な裁判との問題をバランスをとりながら考える必要があるという一般論「例えばStüerner, *Fair trial und öffentliche Meinung*, in: JZ, 1980, S. 4)それ自体は支持されるべきであろう。英法における裁判批判への対処の仕方、まさにこうしたバランスをとるための一つの方策であると考えられる。参照、伊藤「英米における裁判批判」『憲法の諸問題』昭三八、五二九頁以下)。しかし他方で、両者は重要な形で結び合っている。「裁判の公開」は、このようにして「公正な裁判」の法理念に対しても独特の二律背反性を有しているものと思われるが、本判決はその一面のみ、つまり両者が

対立的に現われてくる側面のみを強調しすぎてはいないだろうか（大久保、前掲評釈二六頁も「裁判の公正の確保がもたらす裁判長による法廷秩序の維持の自己目的的追求に帰結している」ことに注意を促す）。まずは、これら両者のつながりがどのようなものであるかが、理解されねばならないはずである。

(1) 本判決の述べるとおり、裁判の公開は「歴史的な産物であって、過去における密室裁判を排除し、司法に対する国民の関心と信頼を高めるために、必要な憲法原理として導入されたものである。本判決は、この点につき（自明のこととしてであろうか）、これ以上の検討を加えることを必要としていないのであるが、我々は果して、この近代の大いなる成果の重みを本当に我がものとしているだろうか。

糾問手続を主軸とした前近代的刑事司法が啓蒙思想の流れの中で改革をせまられたとき、裁判手続の公開性は、「近代的なもの」の一つの旗印として（Vgl. Smend, Zum Problem des Öffentlichkeits für W. Jellinek）新しい刑事手続の根幹の一つをなすものであった（Vgl. Alber, Die Geschichte der Öffentlichkeit. 1974, S. 28ff. Im Deutschen Strafverfahren, 1974, S. 28ff.）。かような公開の原理は、権力と法の闘争の中で生じた絶対主義的君主の恣意に対する理性の支配の要求を満たすものとしてとらえられる（シユミット『現代議会主義の精神』稲葉訳、昭四七、五〇頁）が、当時この原理をはじめてモノグラフィー的な形で解明したとされる（ハーバース、前掲書）ベンサムは、その証拠法に関する著述において「正義の魂(soul of justice)」としての裁判の公開について「公開は、証言とそれに基づいて下される判決の最も効果的な防衛手段である」と語っている

(Bentham, *A Treatise on Judicial Evidence*, J. W. Page, 1825, p. 67) ここに我々は、事実認定が証言者自身及びそれを判定する裁判官の主観によって容易に左右されやすいものであることを前提として、その検証が常に客観的・批判的態度でもってなされなければならないこと（証人についてはBentham, pp. 67-68, 74 裁判官についてはBentham, pp. 69-72）、及び公開によって確保される聴衆の存在が、まさに「真の控訴審」として（ibid.）そのために欠くべからざるものとして示されているのを見ることができ。

このことは、一九世紀ドイツにおいて刑事訴訟法の改革がなされた際（とりわけ公開主義については内田「西ドイツの刑事訴訟での公開主義に関する一考察」早稲田法学「五三巻一・二号、昭五三、四頁以下及びAndersson, 1974, S. 107）、「手続が、口頭、直接、公開であること、…（職業裁判官による裁判については）その合理性を（国民にも）示すことができるように判決理由を付すること…」といったことが、法定証拠主義から自由心証主義へと移行するための「必須の要件だった」（光藤「自由心証主義の反省」『大阪市立大学法』「学雑誌」二五巻三・四号、昭五四、三三二頁）ことから明らかであると思われる。

逆にいえば自由心証主義も、こうした要件を欠く場合はや「単に非合理的にすぎないもの」として、むしろ法定証拠主義以上に容易に恣意的な抑圧の道具に転化してしまうものであると考えられるが、この要件たる様々な重要な訴訟原理を貫く原理こそ、近代自由主義的・合理主義の意味での「批判の原理」であり（当事者主義のよって立つ理念が、真実というものに対する「謙抑的立場」『熊谷「い」であるなら、ここにおいてもやはり、供述の信用性の限界及びそれを判定する裁判官の客観的心証形成の困難性というものを厳しくみつめたうえで、他者の批判に耐えうるもののみが真実の証しを自ら立てられる）、その際「公開性」は、その最も包括的か

つ直載な形式として重視されたのではなかっただろうか。「公正な裁判」といい裁判所の「権威」といい、このように自らを徹底的に公の批判にさらすという態度によってのみ、支えられるものではないだろうか(Bentham, *op. cit.*, p. 72 も、裁判官の眞の普れがと—たとえ公衆がそれを与えようとしても、あ—)。そしてこの批判の原理は、法廷が、それを行使する者(反対当事者であれ聴衆であれ)の客観的な判断を保障するような状態にないかぎり、ほとんど意味がないはずである。その意味で、傍聴人による裁判過程の合理的な認識に不可欠なメモは、「公正な裁判」のあり方に深い関わりを持つもののように思われる(同頁、小田中「裁判と国民」『法律これに対し、田中、前掲評釈二六頁。]五二卷一〇号、昭五五、一三頁、庭山、前掲論文一六八—一九頁。)

(2) もっとも、近代的裁判制度のあり方が、現代においてもそのままではまるものでないことは当然であろう。とりわけ重視されるべきは、報道機関の発達から生じる様々な問題である。裁判の公開性自体が消費文化的に歪められてしまう傾向(ハス、前掲書(細谷訳))に伴う、訴訟関係人の人格上の諸権利のありうべき侵害(これについては、とりわけ Gutachten für 54. DJT. における Zipf の見解を参メディア公開による人格、及び裁判がショー化することにより公正な権侵害について S. 17ff.)、及び裁判がショー化することにより公正な裁判の運営自体が危険にさらされること(Roxin, Aktuelle Probleme Strafrecht, in: FS für Karl Peters, 1974, S. 400ff.)等が検討を要する問題として現われてくる。

しかし、他方でわが憲法の諸原理が近代の精神によって根本的に刻印を受け、それらが今なお守られるべき価値としてある

ことも忘れられてはならない。現代的諸問題をもとりこんだ形での公開制度が構築されるべきことは確かであるが、それによって、「公正な裁判」のあり方に深く関っている公開の原理自体が骨抜きにされるようなことがあってはならないはずである。刑事訴訟規則二一五条に明示的に掲げられた行為をどのように解するかはさておき、少なくともメモに関しては、それを認めるか否かによって裁判の公開は全く異った相貌を帯びてくるといわざるをえない。

本判決は「法廷をできる限り当事者の弁論と証拠調べの施行に全神経を集中しようとするような雰囲気維持しておくことが望ましい」という。これは第一審において示され、一般にメモ禁止の理由としてあげられる次のような見解にささえられているものである。すなわち「証人、被告人等の関係人がその供述等を傍聴人特に敵対関係にある傍聴人に記録されることを意識し、その供述をためらうなど心理的に動揺することがある」(香城「傍聴人の地位—「公判」法大系II」昭五〇、三四七頁)ということである。確かに、公開の原理の一部としてのメモが公正な裁判のあり方に対して有するつながりを見なければ、「公正な裁判」運営の支障につながると思われる訴訟関係人への悪影響のおそれ、それを理由に(それが全く経験的に実証されていないものでも)これを規制するのは当然であるかもしれない(もっともこれは、メモの権利性を認めないならば、というもう一つの仮定に立つたうえのことである。メモの権利性を認めるなら、メモと公正な裁判の関係を明白でなくとも)。しかしこの問題は、「傍聴人のメモ」対「公正な裁判」という単純な図式化でわり切れるもの

ではない。くり返し述べてきたとおり、傍聴人のメモに対する規制は、対審構造かつ公開という「公正な裁判」のあり方自身に影響を及ぼすものであるはずである。そうであるならば、その規制は、原告の主張するとおり個別、具体的に目的・要件を確定したうえで、必要な範囲内においてなされるべきであるし、その妥当性について上級審のレビューに服すべき性質のものであるはずである。

確かに憲法は、裁判が公開でなされることを命じているのみで、傍聴人のメモについては何らふれていない。しかし、だからといって裁判の公開が意味するところのものに十分な検討を加えないまま、メモの禁止を裁判長の全くの自由裁量に委ねてしまうことは、それによって公正な裁判のあり方を規定する裁判の公開自体の意義を根本的に掘りくずすことにつながりかねないのでないだろうか。本判決は、この点についていささかも検討をなしていないが、法の解釈とはそのような形式的なものではなく、その法制度がよって立つ理念を十分に把握したうえでなされるべきものではないだろうか。

以上の考察をふまえて立法論というなら、裁判所のなすべきことは、むしろ諸外国でなされているように傍聴席にそれぞれ机をすべし(原、前掲論、文五二頁参照)、あるいはさらにメモ用紙と鉛筆を用意し、法廷において傍聴人がメモをとることはむしろあたりまえのことである、という意識を証人、さらには国民一般に与えることではないだろうか。裁判制度の良き運用は、裁判官

及び当事者同様——否、最終的には国民自身の自覚にかかっている。真に「公正な裁判」の全き実現をめざすなら、その自覚をにぶらせるような措置に甘んじるべきではなからう。

四 本判決は今回の事例を本質的には従来の最高裁判例の流れにそって(北海タイムズ事件判決「最大決昭33・2・17」、博多駅テレビフィルム提出命令事件判決「最大決昭44・11・26」、西山記者事件判決「最判昭53・5・31」)「取材の自由およびその背景としての国民の知る権利」対「公正な裁判」という思考様式の中でとらえ、従って依然「基本的人権」対「公共の福祉」という枠組みの域を脱していないものように思われるが、以上検討したところから明らかなように、ここではむしろ、傍聴人にメモをとる自由を与えることが「公正な裁判」実現のために必要な条件であること、従って国民に認められた基本的自由と公共の福祉とは(少なくともここでは)同じコインの裏表にすぎないということを確認することが必要とされていたのではないだろうか。「公共性」というものは、本来抑圧的に個人の領域に関するべきものでは決してないことを考えれば(参照、補部「人権と功利」と「人権と公共の」を福祉「法学教室」八一号、昭六二二三頁)、本判決においても、「国民の権利としての裁判の公開」を「公正な裁判」の理念と実質的に調和させる方向で形づくってゆく意欲が示されるべきであったと思われる。

(日野田浩行)